

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008長第34号	
事故等名等	漁船星光丸火災	
発生年月日時刻	平成20年11月24日09時35分ごろ	
発生場所	長崎県南島原市口之津港 口之津灯台から真方位349° 820m (北緯32° 36.5'、東経130° 11.7')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年2月5日長崎・地方事故調査官が船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 漁船 星光丸 9.7トン 船舶番号(IMO 番号) NS2-10690 船舶所有者等 個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	船内電源用配線が焼損、排水ポンプのホースが焼損、主機関が粉末消火器の消火剤を浴び汚損	
事故等の経過	本船は、出荷用のはまちをいけすに積込んだ後、係留地に戻り、いけすの海水を排水しながら、はまちを陸揚げし、さらに、いけすの海水をポンプで排水していたところ、平成20年11月24日09時35分ごろ、排水できなくなり、機関室内から黒い煙が出た。直ちに、係留地前の自宅に粉末消火器を取りに行き、粉末消火器で消火したところ、09時45分ごろ鎮火した。	
分析	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 なし 船体・機関等の関与 あり 判明した事項の解析 機関室内に設置してある排水ポンプのホースが機関室船首側から甲板に出しており、その部分を留具で止めていた。その留具の上に船内電源用の複数の配線を這わしていたが、配線の被覆が老朽劣化した部分と、排水ポンプのホースの留具とが接触してショート(短絡)した可能性があると考えられる。	
原因	本事故は、本船が排水ポンプを運転中、船内電源用配線の被覆が老朽劣化した部分と、排水ポンプのホースの留具とが接触してショート(短絡)したため、配線の被覆等に着火したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	